

第1882回埼玉県教育委員会定例会

- 1 日 時 令和2年5月12日(火) 午前10時開会
午前11時8分終了
- 2 場 所 埼玉県教育局教育委員会室
- 3 出席者 高田教育長、上條教育長職務代理者、後藤委員、伊倉委員、遠藤委員、
石川委員、萩原副教育長、佐藤教育総務部長、日吉県立学校部長、関口
市町村支援部長、小出高校教育指導課長、案浦文化資源課長
栗原書記長、古澤書記、森山書記

4 会議の主宰者 高田教育長

5 会 議

(1) 前回議事録の承認

- 全出席委員異議なく本件記載どおり承認
- 高田教育長が、上條教育長職務代理者を議事録の署名者に指名した。

(2) 報告事項

ア 新型コロナウイルス感染症に関する県立学校の対応について

栗原総務課長 (提出理由、これまでの経緯、今回(4月28日)の休業延長等、
休業期間中の教育活動等、休業期間終了後の授業時間確保の方策、休業期間中
の感染予防対策並びに市町村教育委員会への要請及び支援について説明)

上條教育長職務代理者 感染状況は毎日変化していて予断を許さない状況ですが、
テレビの報道や各都道府県の発表を見る限り、やや改善傾向にあります。その
場合には、5月31日まで完全に休業することを硬直的に考えるのではなくて、
オールオアナッシングに考えるのではなくて、例えば週2回・週3回登校する
とか、週の半分を登校するとか、いろいろな方法があります。今後の状況を見
ながら柔軟に判断していくということによろしいですか。

栗原総務課長 6月1日になったからといって、昨年度のように何事もなく一斉

に登校することは難しいと思います。リスクをゼロにできない中で、保護者の皆様にどのようにしたら理解を頂けるのか、子供たちの安全をどのように確保できるのか、そこを第一にスタートが切れる方法を考えています。それが、6月1日なのか、6月1日から早くなるのか、遅くなるのか、いろいろなケースを想定しながら柔軟に検討していきます。

上條教育長職務代理者 再開するに当たって、例えばマスクや消毒液の準備など、いろいろな手はずが必要になります。そういったことについて、県立学校の場合は、県として準備をするのか、各学校に準備を任せるのか、どちらになりますか。

栗原総務課長 マスクや消毒液など基本的な感染予防に必要なものの経費については、補正予算を計上して、臨時県議会で可決されました。後は、我々が、いかに早期に調達できるか、進めているところです。ただし、感染予防が長期化していけば、補正予算で計上したものだけでは不足が見込まれます。必要なものは、その都度、対応していきます。ただし、マスクについては、学校でも準備をしますが、全児童生徒にしつ皆で支給するところまでは至りません。御家庭の御協力を頂きながら、必要な準備をしていきます。

上條教育長職務代理者 それでいいと思います。調達をして配布をしてあげないと、学校の調達に時間が掛かることがあります。学校間で、配布時期にばらつきが生じることは避けてほしいです。また、5月31日を硬直的に捉えずに、状況を見ながら、オールオアナッシングではない対応をしていくことが重要です。また、市町村教育委員会に対して、「原則として、県立学校と同様の対応」とありますが、そうすると、各市町村教育委員会が原則に引きずられてしまいます。県内の感染状況を見ると、各市町村によって大きく違います。県南に集中していて、地域に大きく差がある中で、市町村教育委員会の自主的な判断を尊重することも重要だと思います。悪平等にする必要はありません。市町村教育委員会の自主的な判断を促すようにしてほしいです。18歳未満の感染者数は、家族内感染を除けば、かなり少ないと思います。柔軟な対応が重要だと思います。そういう指導をしてほしいと思います。

高田教育長 現在の市町村教育委員会の状況を説明してください。

関口市町村支援部長 上條委員の御指摘のとおり、感染状況は各市町村によって異なっています。現段階においては、緊急事態宣言を受けて、家庭学習に任せている部分が多くなっていますので、その見届けが必要になります。それぞれの学校で必要最小限の登校日を設けて、子供たちを呼んで指導をしたり、プリントを提出させて手を加えて返したりして、指導を行っているところです。今後につきましては、今月14日に各市町村教育委員会の教育長に集まってもらい、再開に向けての考えを聞きながら、検討していきたいと思います。

遠藤委員 今の話の中で「今後」という言葉がよくありますが、「今後」は、どこまでを見通せばいいか皆が悩んでいます。今必要なことは、短期と長期の両方が平行した対策が必要です。短期的には、分散登校など、何らかの方法で学校に行くことが大切です。私の孫が、この間、分散登校で僅かな時間、学校に行きました。「学校はいいな。」と言って、とてもうれしそうに、うきうきした顔をしていました。本人は、受験生なので、焦りも感じています。受験生など、それぞれの状況・立場に合わせた対策が必要です。長期的な対策としては、個人的には、このコロナとは付き合っていかなければいけないと考えています。そうすると、どういったことをすればコロナと共生ができて、かつ、より良い教育ができるのか、考えることが必要です。例えば、少人数学級制についてです。今、高校を訪問すると、教室は生徒でいっぱいです。生徒を分散させるために、空き教室を再利用するとか、いろいろな方法を考えてほしいです。今、「新しい生活様式」と言われますが、新しい埼玉の教育を生み出すいい機会ではないかと思います。市町村教育委員会に対しては、平等と公正性を持って対応してほしいです。子供たちが、学力を落とすことなく、将来が見通せるように、考えていかなければいけないと思います。

伊倉委員 一律に5月31日まで休業することになっていますが、横瀬町のように県の北部の感染者がいない地域では、学校に来て友達と会ったり、先生に声を掛けてもらったり、社会と接することができるように、時期を前倒してもいいのではないかと思います。昨日見ましたNPO法人のデータによると、子供

たちが不安に感じていることは、学習よりも、人と会っていないことの心のストレスとありました。友達のような親以外の人との会話がなくなることが、先行きのデメリットになるのではないかと不安に感じているとありました。もちろん慎重さは必要ですが、市町村・学校ごとに子供の立場に立って、一律ではない考え方ができるのではないかと思います。市町村ごとに、スタートを切るイメージで県は進めていいと思います。また、体力が相当衰えていると思います。大学生の娘は、歩くとすぐに足が痛くなると言っています。小学生や中学生は、大人のようにウォーキングをする子は少ないと思います。3か月間運動をしていなくて、相当の体力の低下が考えられます。何か具体的なアプローチをしていかなければいけません。

後藤委員 おそらく学校現場では、いろいろな知恵を出し合っています。学校が再開できていなくても、子供たちと接する機会を作って、教育の提供は始まっていると思います。各市町村教育委員会の教育長が集まって、ディスカッションするとありましたが、現場の知恵の共有化を進めてほしいです。教育局あるいは教育事務所ごとに、綿密に情報の共有化を図ることが今できることかと思います。地域で成功している事例が多々あると思います。小さなことでも積み上げれば大きな成果になると思います。現場での成功事例を大事にして、埼玉県全体で共有できる仕組みを構築してほしいと思います。

石川委員 2点あります。3月から3か月間、家庭学習が続いています。先ほど、遠藤委員からは、「学校はいいな。」という話がありましたが、夏休みが明けた後の学校に行きたくない子がいるように、今回もそういう子がいる可能性があります。そういう子に対するケアをしてほしいと思います。もう1点は、休業期間終了後の授業時間の確保について、土曜授業の実施拡大の説明がありました。中学校・高校の場合は、基本的にスクールゾーンはないと思いますが、小学生について、土日はスクールゾーンになっていません。土曜授業が長期になるのであれば、スクールゾーンの手当てが必要だと思います。スクールゾーンは、警察署長権限で決定できますので、市町村教育委員会に要請する際には、その点も配慮してあげてください。

高田教育長 皆様から貴重な御意見を頂きました。子供たちの命を守ることが大前提ですが、一方で、学習をどう確保していくのか、難しいバランス選択になります。全国的に少しずつ学校を開いていく取組が進んでいますが、埼玉県は特定警戒地域で、東京都と隣接している状況です。感染状況で判断することは難しいところもありますが、子供の健康と学習の確保について、方策を考えていきます。

イ 本県専門高校の特色ある教育活動について

小出高校教育指導課長 (提出理由、高校生の「農力」育成強化プロジェクト及び次代を担う産業人材イノベーション事業(先端産業分野)について説明)

上條教育長職務代理者 それぞれ、素晴らしい取組だと思います。生徒が主体的に取り組んだことについて、最後の一文にあるように、知識だけでなく態度というところに大きな成果があったのではないかと思います。農業について、GAP取得を通し農業を一つの事業として、理論・管理・実践・評価が一貫性のある形で学べたことは良かったと思います。農業がビジネスとして注目されています。日本の農業は、輸出産業として成り立つのではないと言われるほど、伸びしろがあります。ICTをうまく活用して農業を適正化するなど、新しい形の農業を模索する若い企業がたくさん出てきています。ビジネスとして成り立つ農業経営とは何なのかを、もう少し深く知ってほしいと思います。良い事例は、日本各地に様々な形であります。農業高校の生徒が、全て農業に従事するわけではありませんが、食品関係や飲食関係に従事する方も多いと思います。経営としての農業を深掘りしてほしいと思いました。

伊倉委員 良い取組だと思います。GLOBALG.A.P.と埼玉版のS-GAPの違いについて教えてください。

小出高校教育指導課長 GLOBALG.A.P.とS-GAPの違いは、運営主体・審査主体です。GLOBALG.A.P.はドイツのNPO法人が運営していて、S-GAPは埼玉県が運営しています。また、審査項目数が、GLOBALG.A.P.だと200項目以上、S-GAPだと50項目と異なっていま

す。大きな違いとしては、GLOBALG. A. P. は、ヨーロッパを中心に、多くの海外取引先の調達基準を満たしています。そのため、海外への輸出にチャレンジできる国際規格になります。S-GAPは、県内での販売において、企業からの信頼・信用が得られるものとなっています。

伊倉委員 杉戸農業高校は既にGLOBALG. A. P. を取得していて、熊谷農業高校は今年度GLOBALG. A. P. の取得にチャレンジするというのですが、その他の学校については、戦略的に県内で販売をしていこうという考え方なのか、いずれはGLOBALG. A. P. を取得しようという考え方なのか、どちらでしょうか。

小出高校教育指導課長 上條委員からありました農業経営を含めて、まずはGAP教育をしっかり進めた上で、認証取得の取組を実施しています。GLOBALG. A. P. を取得した高校については、将来的に海外での販売もできないか考えているところですが、認証期間は、取得した日から1年間です。そのため、毎年度、継続する必要がありますが、認証取得に掛かる費用が1件当たりおよそ100万円です。S-GAPは無償で取得できます。予算面が大きなネックになっています。海外の販売を見据えた取組は、農業単独校の杉戸農業高校と熊谷農業高校の2校に絞って実施しています。その2校が得たものを他校にも広めていきたいと考えています。

遠藤委員 GAPという意味は、ここに記載のとおり「生産工程の管理や改善を行う取組。良い(Good)、農業(Agricultural)、やり方(Practice)」です。Practiceで得たProduct、要するにGood Agricultural Product、生産物は同じように評価されるのでしょうか。生徒が作った成果物について、評価を与えてくれるのでしょうか。

小出高校教育指導課長 GAPは、種まきから収穫、販売までの工程を記録・点検・評価し、改善していくものです。農業生産の中で、いわゆるPDCAサイクルを回していくイメージです。そのような活動により、農場が評価されるものです。安全・安心な農産物を持続的に生産するため、実践していくことが、最も

大切な事と思います。

遠藤委員 生産物に対する評価が伴うと、流通に乗ると思うし、やりがいも出てくると思います。毎年、P r a c t i c eだけが評価されるのではなく、P r o d u c tも評価するシステムにしてほしいと思います。

後藤委員 良い取組だと思います。県内でも農業法人又は株式会社で、大規模な農業経営をする会社が多く出てきていますので、出口の部分にうまくつなげてほしいです。特に、国際基準を身に付けたことは、本当に有意義なことです。どんどん推進していくべきだと思います。また、認証取得は、特に国際規格になると費用も掛かりますし、本当に大変です。ましてや、継続していくことが大変です。中小企業で言えば、分かりやすい例としてI S Oがあります。認証取得は、コンサルタントにお願いすれば、割と簡単に取得できますが、継続していくことは、費用もそうですし、従業員一人一人が意識・認識していかなければいけません。このG A Pにおいても、生徒たち一人一人がG A Pを常に意識していくことが、継続するために大切なことです。また、子供たちが学校に来れない状況で、先生たちが農場を管理しています。先生方は、相当苦勞していると思いますので、ケアを大事にしてほしいと思います。また、農場が荒れてしまうと、元に戻すことは大変な事ですので、その状況は常に県として把握していただきたいと思います。フォローやケアをしっかりしてほしいと思います。G A P認証は、取得を目的とせず、日常の授業のサイクルの中にG A Pの考え方を入っていないと継続は難しいです。取得することも大変な事と思いますが、継続していくためには、日常の授業にどう落とし込んでいくのかについて、学校に任せるのではなくて、県として考えてほしいです。埼玉の農業を子供たちに任せるんだ、埼玉の農業をここから始めるんだという意識を持って、このG A Pの取組を進めてほしいと思います。

(3) 次回委員会の開催予定について

5月28日(木)午前10時

< 非公開会議結果 >

第 47 号議案 埼玉県立歴史と民俗の博物館協議会委員の任命について

博物館法及び埼玉県立歴史と民俗の博物館協議会条例の規定に基づき、17人の委員を任命することを決定しました。